

表 56. 各地方法院受理聲請撤銷

中華民國

機 關 別	受 理 件 數			終 結 件 數	未 結 件 數	終				
	合 計	舊 受	新 收			合 計	經 計	裁		
								依刑法七十 緩罪不期告 刑而得徒 期在易刑確 內緩科以 因刑罰上 故意期金刑 犯內之之 他受有宣者		
合 計	2 860	106	2 754	2 724	136	2 734	1 683	118		
臺 北 地 方 法 院	176	6	170	171	5	171	116	7		
士 林 地 方 法 院	149	8	141	146	3	146	82	12		
新 北 地 方 法 院	400	11	389	387	13	389	214	10		
桃 園 地 方 法 院	340	8	332	324	16	324	217	10		
新 竹 地 方 法 院	152	5	147	146	6	147	92	11		
苗 栗 地 方 法 院	78	2	76	71	7	71	46	-		
臺 中 地 方 法 院	246	11	235	230	16	236	168	18		
南 投 地 方 法 院	67	5	62	61	6	61	37	6		
彰 化 地 方 法 院	149	4	145	142	7	142	92	6		
雲 林 地 方 法 院	78	5	73	70	8	70	48	1		
嘉 義 地 方 法 院	133	4	129	131	2	132	74	5		
臺 南 地 方 法 院	185	3	182	182	3	182	121	7		
高 雄 地 方 法 院	318	11	307	290	28	290	168	7		
高 雄 少 家 法 院	1	-	1	1	-	1	1	-		
屏 東 地 方 法 院	114	8	106	107	7	107	61	4		
臺 東 地 方 法 院	60	7	53	58	2	58	22	3		
花 蓮 地 方 法 院	66	4	62	66	-	66	44	2		
宜 蘭 地 方 法 院	41	2	39	38	3	38	33	6		
基 隆 地 方 法 院	94	2	92	91	3	91	41	3		
澎 湖 地 方 法 院	13	-	13	12	1	12	6	-		

緩刑案件收結情形－按機關別分

103年

單位：件；人

結 情 形 (人)						駁	撤	其
定	撤	銷	緩	刑	刑	回	回	他
五條應撤銷	依刑法七十五條之一得撤銷				違反保護管束應遵守			
緩罪不期告 刑而得徒 前在易刑 因緩科以 故刑罰上 意期金刑 犯內之之 他受有宣者	緩罪得徒宣 刑而易刑 前在科、告 因緩罰、拘 故刑金或 意期之罰 犯內有金 他受期之者	緩罪得徒宣 刑而易刑 期在科、告 內緩罰、拘 因緩罰、拘 意期之罰 犯內有金 他受期之者	緩犯受確 刑罪有 期而期 內在徒 因緩刑 過刑之 失期宣 更內告者	違二款重 反項所 第第定 七一負大 十款擔 四至情 條第情 第八節者	事 反 項 保 護 管 束 應 遵 守			
102	208	476	2	552	225	1 032	15	4
9	43	11	-	38	8	52	3	-
4	7	16	-	28	15	64	-	-
13	20	60	-	74	37	170	5	-
15	19	70	-	68	35	106	-	1
10	5	18	-	41	7	53	2	-
-	3	15	-	21	7	24	-	1
13	26	54	-	47	10	66	1	1
4	2	12	1	10	2	24	-	-
5	15	20	-	28	18	49	1	-
5	2	15	-	17	8	22	-	-
2	5	30	1	18	13	57	1	-
3	11	36	-	43	21	60	1	-
9	24	54	-	62	12	122	-	-
-	-	-	-	-	1	-	-	-
5	8	16	-	14	14	45	-	1
-	2	5	-	9	3	36	-	-
2	2	15	-	18	5	22	-	-
2	6	6	-	9	4	5	-	-
1	8	19	-	6	4	49	1	-
-	-	4	-	1	1	6	-	-